

インフレ削減法による会計利益課税の導入

永 田 守 男

はじめに

I 米国における会計利益と課税所得の関係

II 1986年代替ミニマムタックス (AMT)

III 2022年代替ミニマムタックス (AMT)

おわりに

はじめに

米国における法人課税においては、1986年以降、通常の法人税にくわえてその課税所得に対して一定の加減算調整をした仮課税所得に一定税率を乗じた代替ミニマムタックス (Alternative Minimum Tax, AMT) 制度があり、算定された AMT 税額が通常の法人税額を超過した場合には企業はその超過額を加算して当該年度の法人税額として納付する。

この30年ほど続いた AMT 制度は、2017年の *Tax Cuts and Job Act* (TCJA) により廃止されたが、その5年後の2022年に *Inflation Reduction Act* (IRA) により復活をした。しかし、その名称は同じであってもその仕組みは大きく異なる。2022年に再導入された AMT は、企業の財務諸表利益 (会計利益) に対して一定の加減算調整をした仮課税所得を求めそれに税率を乗じた AMT 税額を通常の法人税額との比較対象にする。

本稿では、これまでの米国の会計利益と課税所得の関係を振り返り (I)、ついで旧 AMT の内容を検討したうえで (II)、新たに導入された AMT の背景と内容について検討し (III)、旧 AMT との違いについて明らかにする。

I 米国における会計利益と課税所得の関係

1 一致から乖離へ

会計利益計算と課税所得計算を分離する米国においても、課税所得計算の前提として会計利益計算が意図されている。内国歳入法典 (Internal Revenue Code, IRC) Sec.446 (a) では、「課税所得は、納税者が自己の帳簿において規則的に利益を計算するその会計方法にもとづいて算定されなければならない」とし、さらに Sec.446(b) は「納税者が規則的に用いる会計方法が存在しない場合には、または納税者が用いる会計方法が所

得を明瞭に反映しない場合には、課税所得の計算は財務長官またはその代理人が所得を明瞭に反映すると認める方法によってなされなければならない」とする。これは「所得の明瞭な反映」という条件付きではあるが、納税者が会計利益計算で用いる会計方法が課税所得計算でも用いられることになる。そして財務省規則 (Treasury Regulations, TR) 1.446-1 は「・・・特定の取引もしくは事業について、それについて認められた状況または実務にしたがって一般に認められた会計原則の継続的な適用を反映する会計方法は、通常、所得を明瞭に反映するものとみなされる・・・」と定め、納税者が用いる「一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles, GAAP)」にもとづく会計方法の適用は「所得の明瞭な反映」要件を充足するとしている。このため、会計利益と課税所得は基本的には一致することになるが、法人税制に組み込まれているさまざまな政策的要因から GAAP とは異なる税法規定により両者の金額には一定程度の差異が生じる。

この差異については、法人税法の導入から 1954 年内国歳入法典の制定までの期間は概ね縮小の方向に向けた動きがみられていた。1954 年法では前受所得の繰延 (Sec.452) と見積費用の控除 (Sec.462) を認める規定が導入され、差異の縮小が図られた。しかし、それら規定は翌年には歳入の大幅な減少を背景に遡及して廃止された。その後、縮小とそれへの反対の双方の議論や政策展開がみられたが、差異の縮小あるいは可能な限り一致に向けた議論は、下記の 1979 年の連邦最高裁判所による *Thor Power Tool* 判決¹によって一定の結論を得ることになる。

「財務会計の主たる目的は、経営者、株主およびその他の正当な利害関係者に有用な情報を提供すること・・・所得税システムの主たる目的は、それとは対照的に歳入の衡平な徴収である・・・この目的の相違はさまざまな会計処理の相違に反映されている・・・財務会計は見積、蓋然性、合理的な確実性を快く受け入れる・・・税法は・・・不確実性を容赦なく攻撃することができる。」

同訴訟は棚卸資産の評価損にかかわるものであったが、その結論にいたるこの一節がその後の両会計の関係性を決定づけた。同判決は、両会計の目的は異なり、とくに課税所得計算においては、会計利益計算における見積、蓋然性や合理的な確実性等を受け入れられないとした。この目的の相違論を背景に両会計の差異を当然のこととみなされ、この間に進められた政策税制の拡大と相まって差異は拡大していくことになる。²

1 *Thor Power Tool v. Commissioner*, 439 U.S. 522 (1979).

2 1972 年に設立された FASB が概念フレームワーク・プロジェクトに取り組み、1978 年に第 1 号『営利企業の財務報告の目的』を 1980 年に『会計情報の質的特性』を公表するなどの時期と重なり、両会計それぞれが差異の縮小あるいは一致に向けた方向を転換することになった。

2 1986年税制改革法

会計利益と課税所得の差異およびその算定目的の相違の容認を前提にしつつも、その差異が許容しがたい水準にいたると揺り戻しが生じる。目的の相違論は歳入調達以外の政策目的、とくに経済政策の達成を意図したさまざまな減税措置や投資促進措置などが税法に組み込まれることを合理化している。このため、税制上のさまざまな恩典措置が導入・拡大されてきた。結果として、大規模法人が巨額の会計利益を計上しながらもほとんどもしくはまったく納税をしていない状況が社会的な批判を浴び、その対処として「相当な経済的利益を有する納税者が相当な租税債務を回避できないようにすること（Joint Committee on Taxation（1987）, p.432）」を意図した AMT がはじめて導入されることになった。

1986年 AMT は、2022年 AMT と同様に通常税額と AMT 税額のうち高額の税額を事実上は法人税として納めるものであるが、その最大の特徴の一つは帳簿利益調整（book income adjustment, BIA）の導入であった。同調整は1987年から1989年まで適用され、その後は調整当期利益（adjusted current earnings, ACE）にとって代えられた。BIA は制定当初から3年間限定の適用とされたが、これは帳簿利益が IRC で定義されていないこと、および企業が BIA の存在を前提に帳簿利益の縮減を図ることへの懸念があった（Joint Committee on Taxation（1987）, pp.434-435）からである。

会計利益と課税所得の差異の拡大について、大規模法人の税負担の少なさへの対処として最低限度の税負担を求める制度を導入する税法側の対処により差異の拡大への批判に応えたといえる。1986年 AMT についてはⅡで詳述する。

3 Schedule M-3 の導入

1986年 AMT の導入はあったが、1980年代にはタックスシェルター取引を活用した節税行動は活発であった。これに対して1990年代にはそれら取引への規制が導入されたが、それら取引の特徴は課税所得を減少させながらも会計利益を維持するものであり、会計利益と課税所得との差異の縮小はみられなかった。2000年代になってエンロン事件に代表される会計不正事件における議会公聴会等をつうじて差異の大幅な拡大状況が明らかとなった。ここでもやはり巨額の会計利益を計上しながらも法人税をほとんどしくはまったく支払っていない巨大企業の行動が問題視されたが、その差異要因は1986年 AMT の導入をもたらした状況とは異なり、米国外の拠点を利用した節税行動³であった。

この差異問題への対処が、財務省・内国歳入庁が2004年に導入した *Schedule M-3*

3 詳しくは永田（2008）第4章および第5章を参照。

(*Net Income (Loss) Reconciliation for Corporation With Total Assets of \$10 Million or More*)である。この法人税申告書の明細表は、企業に差異要因の主要な項目(収益と費用各三〇項目程度)と金額、さらに差異の性質(永久または一時差異)を内国歳入庁に報告させるものである。このため、直接的に課税所得・税額を増大させるものではなく、税務調査対象の「選別の道具であると同時に非選別の道具(Tax Talk Today (2005))」として機能することを期待して導入された。もちろん、差異要因を企業に開示させることからその後の税制改正の要点を把握することも期待されていた。

4 FIN48の公表

ここまでの差異問題への取り組みは、大規模法人の税負担額がその会計利益にそぐわないことへの対処であることから、議会・課税庁側の取り組みであった。しかし、Schedule M-3の導入が企業の採用した税ポジション(税務処理)の税務調査等における維持可能性の問題を生じさせた⁴。税務調査等による追徴税額等の発生は企業の財政状態等に大きな影響を及ぼすことからそれを財務諸表に反映させることを目的に、2006年に*Financial Accounting Interpretations No.48, Accounting for Uncertain in Income Taxes*(FIN48)が導入された。FIN48は差異問題への財務会計側の対処であるが、それは投資家への税情報の充実であり、当然ながら差異縮小を意図したものではない。

5 Schedule UTPの導入

FIN48は会計基準であることから、その情報開示は当然のことながら米国以外の税ポジションも対象にしている。このため課税庁側にとってはその有用性は限定的である。そこで財務省・内国歳入庁は2010年に*Schedule UTP-Uncertain Tax Positions*, (Schedule UTP)を導入し、企業がFIN48にもとづき税金負債を計上した不確かな税ポジションについて、税務紛争の決着により法人税申告書でそれについて計上された税額(当期および繰延)よりも多くの税額(利子やペナルティも含む)を払うことになる最大額にもとづき重要なポジションを報告することを求めた。

このように会計利益と課税所得の差異問題への対処は、1986年AMTを除いて、それぞれが基本的に情報開示の仕組みを導入することでおこなわれてきた。少なくとも会計利益に直接的にアプローチすることはおこなわれてこなかった。

4 詳しくは永田(2008)第6章~第8章を参照。

II 1986 年代替ミニマムタックス（AMT）

1986 年 AMT では、BIA は未課税企業報告利益（business untaxed reported profits, BURP）ともいわれるように会計利益を対象としているが、会計利益そのものに課税しようとするものではない。BIA 調整は、通常の法人税の課税所得を算定する過程で適用される恩典措置を通常の課税所得に加算し、さらにいくつかの調整項目を加減算して代替ミニマムタックスの仮課税所得額を求め、それを超過する BIA の 1/2 の額を仮課税所得額に加算するものである（旧 Sec.56 (f)）。企業はここで求められた課税所得額に AMT 税率を乗じた税額が通常の税額を上回る場合には、その超過額を通常の法人税額に加算して法人税として納税することになる。ここでは、会計利益は AMT の課税所得額を求めるにあたっての調整項目かつ基準値として利用されているにすぎない。

もちろん、会計利益が AMT の仮課税所得額を超過しているならばたとえ超過額の 1/2 であっても会計利益が課税対象になりうることには変わりない。また、恩典措置や調整項目の加減算は償却資産の税務上の加速償却による減価償却費と（財務会計上で適用されていると考えられる）定額法によるそれとの差額を加算することなどがされるため、通常の法人税の課税所得を会計利益に近づけ、多額の会計利益を計上しつつもそれに見合う税負担をしていない大規模法人に最低限度の税負担をさせ、税負担の真のかつ知覚される公平性を高めることが目的であり、会計利益そのものに課税することを求めたものではない。

しかし、当然のことながら BIA 調整については企業による会計利益の調整行動が予想された。これについては、報告利益に依拠した税ルールは企業に利益管理を促進させようという実証研究結果が多く示されているが、一方でその方法論には批判も示されている（Herzfeld (2020), p.1026）。

BIA 調整は当初から 1987～1989 年の 3 年間限定のものであった。これは、法案作成段階から上述のような企業による利益調整の問題とそれによる会計情報の質の問題が想定されていたからでもある。しかし、より根本的な問題は、「帳簿利益が IRC で定義されていないので、法人納税者がその帳簿利益を減少させ、ゆえに純 AMT 債務を減少させるかもしれない関心がおそらくあったからだろう（Blanchard Jr. et al. (2023), p.345)」。課税所得計算における所得または控除項目は IRC においてあいまいな部分を含みつつも定義されるがゆえに、税務紛争では納税者がそれを充たしているか否かが争われる。しかし会計利益を AMT 課税所得計算に組み入れながらも、それ自体は IRC で定義されていないことから会計利益そのものを争点とすることはできない。さらに AMT には「一般的な税原則や IRC の所得の明瞭な反映要件や乱用防止規定（たとえば

Sec.269 や 482) がないので、内国歳入庁と裁判所はこの歳入の損失を財務諸表監査を通じて防ぐ道具を欠いている (Blanchard Jr. et al. (2023), p.345)」状況にあったのである。このような企業の利益調整の可能性を認識しつつもそれへの手立てがないことにくわえて、BIA 調整を 1989 年に廃止しなければならなかった理由が 3 点ある。

第 1 に、GAAP が財務諸表の一定の項目について法人の経営者に裁量のある判断を認めているので、法人の租税債務を測定するのに会計利益を利用したならば、同一の経済状況にある納税者間の公平な取り扱いを担保できないという相当なリスクが生じる (Blanchard Jr. et al. (2023), p.349)。Thor Power Tool 判決における目的の相違論で強調された公平性を毀損することになる。

第 2 に、偶発負債に代表される費用についての GAAP の会計処理を前提にすれば、会計利益にもとづく租税債務の測定は、税の中立性原則に反する納税者の行動をもたらし、法人の経済的成果を適切に反映する財務会計の目的の基盤を弱めることになる (Blanchard Jr. et al. (2023), p.349)。

第 3 に、会計利益計算で計上される費用が通常の法人税で控除を認められる場合に、それが AMT の生じる課税年度の通常の法人税算定で控除が認められるが、費用計上されるのが AMT のない課税年度であるときには、それを AMT の対象になる課税年度まで繰り延べることができないので、会計利益が控除の分だけ減額されているとすればその後の BIA を過大表示することになる (Blanchard Jr. et al. (2023), p.349)。

このように、BIA の利用は税制度の根幹にかかわる問題と技術的な問題を孕んでいくことから 3 年という短い期間で役割を終えることになる。そして、AMT そのものも TCJA において簡素化を理由に廃止された。

Ⅲ 2022 年代替ミニマムタックス (AMT)

1 2022 年 AMT 導入の背景

会計利益への課税が議論になる背景には、会計利益と課税所得の乖離幅が大きくなっていることが指摘されていることがある。前述のように 2000 年代前半の会計スキャンダルは、当該企業のさまざまな節税行動をも詳らかにしたが、その主たる対策は「租税回避問題よりも財務会計問題に焦点をあわせた (Herzfeld (2020), p.1027)」ものであった。

2022 年 AMT の成立の背景も同様に会計利益と課税所得およびそれに応じた納税額

5 AMT は、通常の法人税にくわえて、BIA に代えて導入された ACE の調整や通常の法人税の調整等のために複数の帳簿を維持する必要もあり、またその計算の仕組みも複雑であった。また、AMT により生じる税収は、納税者が負担する時間と費用、さらにかかるシステムを維持するための内国歳入庁のそれらに見合うものではなかったとされる (Zwick (2021), p.467)。

との乖離の指摘があげられる。Ross によれば、「企業収益はここ数10年で急増し、2021年には最高点に達した。対照的に、国内総生産（GDP）に占める法人税の割合は、1962年から1980年の平均3%からTCJA制定後は1.2%に低下し、2021年の法人税収は約4,000億ドル減少した。法人税の減少の一部は、パススルー事業体の台頭に拍車をかけた政策やその他の変更起因しているが、減少の大部分は意図的な政策決定やその他の変更を反映している。これらの政策には、TCJAによる大規模な法人税減税や、多国籍企業が人為的に低租税地や無税回避地で利益を報告し、支払うべき税金を最小限に抑える利益移転などの長期的な租税回避パターンが含まれる。まとめると、これらの要因により大企業の多くは、毎年、法人税をほとんどまたはまったく支払わずに、株主に多額の利益を報告することができる（Ross（2022））」とする。

そしてこれを可能にするのが、会計と税務の収益（所得）と費用・損失（控除）の取り扱いの相違に起因し、それは時間の経過とともに拡大しており、その例として次のものがあるという（Ross（2022））。

- ・耐用年数よりも短い期間で、税務上の設備やその他の資本コストを償却する企業の能力
- ・投資家に報告された費用よりも巨額の税額控除を提供する従業員に付与されたストック・オプションの価値
- ・利益移転と、企業が未払税金の額を減少させながら株主に利益を報告できるようにするタックスシェルターと特典の利用

これらの例のうち設備や資本コストの償却については、TCJAで2017年9月27日以降に取得した償却資産の多くについてその全額を即時償却できたことから相違の幅は大きく広がったが、これらの指摘は特段新しいものではない。Iで述べたような制度変更の背景にはつねにこれらの議論があった。しかし2022年AMTにいたる過程においては、政治的な動きが大きな要因となった。

一般に公表されている利益に課税するアイデアを米国や国際機関の政治家が表明し、さまざまな取り組みをおこなった。これにはミニマム税は、会計利益を税務上で定義するよりも会計利益そのものに課税するほうが容易であること、そして財務諸表利益への課税を通常の法人税に置き換えるよりも追加の税として課すことのほうが容易であるという政治的な動機にもとづく提案がされた。その主要な提案は2019年の米国大統領選挙における民主党予備選でのいくつかの提案である。そのうちの後に大統領に就任するバイデン氏の提案は1億ドル以上の会計利益を報告する法人にその通常の法人税額と会計利益に15%を乗じた金額のいずれか大きい額を納税させるものであった。（Herzfeld

(2020), pp.1028-1031)

これまでのように多額の会計利益を計上しながらも米国にそれに見合った法人税を納めていないことへの批判の高まりに対して、政治的に動機づけられた通常の法人税を大きく改変することなく追加の税負担を課すという提案が、その後大統領に就任したバイデン大統領のもとで AMT として進められることになった。バイデン政権では、2021年に *Build Back Better Act* において大統領選挙での提案を法案化したにもかかわらず最終的には AMT を取り下げることになったが、翌 2022 年の IRA において AMT を組み入れることになった。

2 2022 年 AMT の概要

AMT に係る規定は、適用法人 (applicable corporation) を決定する規定と、その法人が負うべき AMT の額を算定する規定に大別できる。

(1) 適用法人

適用法人は、調整後財務諸表利益 (adjusted financial statement income, AFSI) テストを充足する法人であるが、S 法人、規制対象投資会社、不動産投資トラストは対象外である (Sec.59(k)(1)(A))。AFSI テストにもとづき、法人の当該課税年度に終了する年度を含む 3 課税年度の平均年間 AFSI が 10 億ドルを超過する場合には、適用法人に該当する (Sec.59(k)(1)(B))。外国法人を親会社とする多国籍グループについても AFSI テストが適用されるが、その場合の調整後財務諸表利益は当該内国法人のそれではなく、かかるグループの全メンバーのそれらを含めて算定する (Sec.59(k)(2)(A))。このため、一定数の日本企業の米国子会社も適用法人となりうる。

適用法人の可否判断で用いられる適用財務諸表 (applicable financial statement) は、当該課税年度の Sec.451(b)(3) に定めるものをいう (Sec.56(A)(b))。その定めによれば、①一定の目的 (たとえば SEC Form10-K、信用目的や株主への報告または他の特別な使用のために納税者が使用する一定の監査済財務諸表) で US GAAP にしたがって作成されているものと証明されている財務諸表、②納税者が①の当該財務諸表を備えていない場合には、IFRS を用いて作成されかつ外国の政府機関に提出された財務諸表、または③納税者が①または②の当該財務諸表を備えていない場合には、IRS または TR が特に定めた他の規制または政府機関に納税者が提出した財務諸表、である (Sec.451(b)(3)(A)~(C))。さらに財務長官には適用財務諸表についてこれらにくわえて規則もしくはガイダンスで定める権限が与えられている (Sec.56A(b))。これら適用財務諸表の純利益または純損失について Sec.56A(c) に定める調整がおこなわれるが、適用法人の決定にあたっては財務諸表の純事業損失繰延 (Sec.56A(d)) を考慮することなく調整を

した AFSI が求められ、その額の3課税年度の平均年間 AFSI が10億ドルを超過する場合に対象法人となる（Sec.59(k)(1)(B)⁶）。また、最新課税年度にこの条件を充足しない場合の取り扱い等については財務長官に委任されている（Sec.59(k)(1)(C)）。したがって、この平均年間 AFSI の条件を一度充たした法人は、原則として継続して対象法人になる。

（2）AMT の算定

前述の適用対象を判断するための AFSI と AMT 算定にあたっての AFSI は同一ではない（Blanchard Jr. et al. (2023), p.359, Santamaria et al. (2023), p.572）。この目的では、全般的な調整項目として課税年度調整、連結主体間の調整、一定の外国利益項目に係る調整、年金給付プランに係る調整、減価償却費に係る調整など14項目の調整（Sec.56A(c)）、財務諸表の純事業損失の控除（Sec.56A(d)）が、当該課税年度の AFSI の純利益または純損失に対しておこなわれる。こうして求められた AFSI が代替ミニマム課税所得（Alternative Minimum Taxable Income, AMTI）となる⁷。これに15%の税率を乗じ当該課税年度の法人 AMT 外国税額控除を差し引いた額が仮ミニマム税額になる。この額が、通常の法人税額に Sec.59A で定める税源浸食濫用防止税（Base Erosion and Anti-abuse Tax, BEAT）を加算した額を超過した額を AMT として納付する（Sec.55(a)）。また、「法人 AMT の納付は、将来の年度に繰り延べることができ、通常の法人税債務と相殺することができる『ミニマム税額控除』を生じさせる。このことから事実上、法人 AMT は通常の法人税債務の一部前払いとなる（Pomerleau (2023), p.1682）」とみなすことができる。

おわりに

前述のように、2022年 AMT は会計利益を加算・減算して AMTI（≒AFSI）を求め税率を乗じて算定される。これは *Thor Power Tool* 判決以降の米国における会計利益と課税所得との関係性を変更する可能性を秘めたものである。前述のように、この間の制度的対応は情報開示（IRS か投資家かを問わず）であった。しかし、2022年 AMT は会計利益を課税対象にしているという点で特異なものである。

6 適用法人であるか否かの決定目的にあたっては、Sec.52(a) および (b) にもとづき法人の単一雇用主として扱われるものの AFSI の算定には Sec.56A(c)(D)(i) [パートナーシップの調整] と (11) [適格繰延報酬プランに関する規定] については適用しない（Sec.59(k)(1)(D)）。

7 代替ミニマム税は、法人以外の納税者にも適用される。AMTI は Sec.56 と 58 を適用して算定され、175,000 ドル以下には26%、175,000 ドル超に対しては28%の税率が適用され仮税額を求めたのち代替ミニマム税外国税額控除を控除して AMT が求められる（Sec.55(b)(1)(A)）。

会計利益への課税は、前述のように2つの批判を生じさせる。第1に、IRCで定義されていないものに課税ベースを求めることである。これは議会のコントロールの及ばない会計基準設定機関に権限を委ねることになるからである。このことは1986年AMTにおける帳簿利益課税が短命であった理由であるが、この点については2022年AMTにおいても同様である。第2に、会計情報の信頼性への影響があげられよう。この点に関しては、2021年の*Build Back Better Act*における提案の段階で、260人以上の会計学教授が議会の法案起草者に対して反対を表明するレターを送る (Kamin (2022), p.193, footnote 2) など多くの議論を呼ぶ点である。

本稿では、2022年AMTの導入が、これまでの会計利益と課税所得・法人税額の関係性とは異なる状況にあることを明らかにしてきたが、これが定着し、さらなる制度的補強がされていくかは定かではない。そもそもAMTはトランプ政権で廃止されてわずか5年で復活し、またその姿を大きく変えたものである。政治的状况によって廃止を含む大きな変更がおきるかもしれない。また、1986年AMTでは会計利益を課税対象にしたのではなく、AMTIを求めるにあたり通常の法人税の課税所得を修正するための1項目として利用されたにすぎなかった (それでも当初から3年と定められた短命のものであった) のに対して、会計利益そのものを対象にしているという点で、今後前述の2つの批判が強調されていくであろう。この点については、その制度的な意味も含め、筆者の今後の課題としたい。

参考文献

- [1] Blanchard Jr., Jerred G., Jeff Maydew, Daniel Newton, & Meaghan A. Wolf (2023) "The Corporate AMT: Are the Issues Insurmountable? Part 2," *Tax Notes Federal*, Vol.178, January 16, 2023, pp.343-373.
- [2] Blanchard Jr., Jerred G., Jeff Maydew, Daniel Newton, & Meaghan A. Wolf (2023) "The Corporate AMT: Are the Issues Insurmountable? Part 2," *Tax Notes Federal*, Vol.178, January 23, 2023, pp.509-545.
- [3] Carlson, Curtis P. (2005) "The Corporate Alternative Minimum Tax Aggregate Historical Trends," *OTA Paper 93*, Office of tax Analysis Department of the Treasury, (<https://home.treasury.gov/system/files/131/WP-93.pdf>, (2023/9/25)).
- [4] Cummings, Jr., Jasper (2023) "The Corporate AMT and Income Accrual," *Tax Notes Federal*, Vol.178, March 27, 2023, pp.2153-2167.
- [5] Cummings, Jr., Jasper (2023) "Corporate AMT Guidance," *Tax Notes Federal*, Vol.179, May 22, 2023, pp.1357-1369.
- [6] Gaertner, Fabio B., Jeffrey L. Hoopes, Stacie Kelly & Max Pflitsch (2023) *Investor Perceptions of the Book Minimum Tax* (March 20, 2023), (Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4225049> (2023/9/21)).
- [7] Herzfeld, Mindy (2020) "Taxing Book Profits: New Proposals and 40 Years of Critiques," *National Tax Journal*, Vol.73 No.4, pp.1025-1046.
- [8] Herzfeld, Mindy (2022) "Using Financial Statements: Comparing The Pillars and the Corporate AMT,"

- Tax Notes Federal*, Vol.177, October 10, 2022, pp.169-174.
- [9] Joint Committee on Taxation (1987) *General Explanation of the Tax Reform Act of 1986*, Joint Committee Report JCS-10-87.
- [10] Kamin, David (2022) "Why Book Minimum Taxes? Taking Politics Seriously," *Tax Notes Federal*, Vol.177, October 10, 2022, pp.193-198.
- [11] Pomerleau, Kyle (2023) "The Corporate Amt in the Inflation Reduction Act," *Tax Notes Federal*, Vol.179, June 5, 2023, pp.1681-1694.
- [12] Ross, Jean (2021) *A Corporate Minimum Tax Would Ensure Large Corporations Begin To Pay Their Fair Share*, Center for American Progress, (<https://www.americanprogress.org/article/a-corporate-minimum-tax-would-ensure-large-corporations-begin-to-pay-their-fair-share/>, 2022/10/15).
- [13] Santamaria, Monisha C., Sarah Staudenraus, Nick Tricarichi, Daniel Winnick, & Jessica Teng (2023) "CAMTyland Adventures, Part I: How to Play the Game-Corporate Alternative Minimum Tax Basics," *Tax Notes Federal*, Vol.180, July 24, 2023, pp.569-576.
- [14] Santamaria, Monisha C., Sarah Staudenraus, Nick Tricarichi, Daniel Winnick, & Jessica Teng (2023) "CAMTyland Adventures, Part II: How to Play the Game-Corporate Alternative Minimum Tax Basics," *Tax Notes Federal*, Vol.180, July 31, 2023, pp.763-777.
- [15] Tax Talk Today (2005) *The New Schedule M-3 Corporate Disclosure and Reconciliation*, Feb. 8, 2005.
- [16] Zwick, Eric (2021) "The Costs of Corporate Tax Complexity." *American Economic Journal: Economic Policy*, Vol.13 No.2, pp.467-500.
- [17] 永田守男 (1996) 「代替ミニマムタックスの経験と会計への影響」『経営情報学部論集』(常葉学園浜松大学) 第9巻第1号, 1996年6月, 85~94ページ。
- [18] 永田守男 (2008) 『会計利益と課税所得』森山書店。
- [19] 永田守男 (2018) 「税情報開示制度の実務への影響」『会計』第194巻第1号, 2018年7月, 14~28ページ。
- [20] 坂本雅士 (2023) 「アメリカ税法と企業会計」『会計』第204巻第4号, 56~70ページ。
- [21] 関口智 (2005) 「アメリカ法人税制におけるミニマム・タックスの政策意図と現実」『立教経済学研究』59巻2号, 101-130ページ。